

第6 本件中継基地局により控訴人らが受けている被害

1 研究結果から導かれる被害

上記第3ないし第5で詳細に述べてきたように、本件中継基地局から送信される電磁波の強度であれば、控訴人らも既に当然に健康被害を受けている。

もつとも、電磁波による健康被害の内、その多くは電磁波の慢性影響によるものであって、影響が現れ始めるまでに10年や15年の期間がかかるものである。例えば、これまで述べてきたとおり電磁波によりガンの発生リスクが高まることについて多数の研究が存在しているが、そのほとんどが10年以上被曝した場合のリスク上昇についての研究である。

したがって、本件基地局が設置されてから、まだ10年も経っていない現在では、目に見える健康被害が数多く生じているわけではない。しかし、控訴人らの身体は、毎日危険な強度の電磁波を受け続けており、確実に健康被害は生じているのである。

さらに、控訴人らの中には、次のとおり既に現実の被害が生じている者も存在する。

2、控訴人らの現実の健康被害

(1) 北里大学による所見

ア、控訴人らの一部は、北里研究所病院の宮田幹夫医師により、電磁波による現実の健康被害が現れている旨の所見を受けている。

イ、まず、控訴人川勝聖一は、自律神経機能検査、眼球追従運動検査について、明らかな異常検出されている。

また、平衡機能検査では、台の上に乗った時、体重の重心が非常に揺れるという異常が検出されている。

これらの異常所見について、宮田医師は、神経系の機能検査で異常が検出されるということは、患者の症状が思い込みのような精神的な

ものではなく、身体的な不調であることを明らかに示している、と述べている。

その上で、控訴人川勝聖一の上記症状は、長期の電磁波曝露による愁訴の出現の可能性が高い、と所見を述べているのである。(以上、甲203の1)

ウ、次に、控訴人川勝康代及び同川勝信之は、自律神経機能検査について、明らかな異常検出されている。

この異常所見についても、宮田医師は、両者ともに、長期の電磁波曝露による愁訴の出現の可能性が高い、と所見を述べている。(以上、甲203の2、3)

(2) 研究結果との一致

ア、以上の控訴人らに神経系の機能検査で異常が見られたことは、これまで述べてきた電磁波による健康被害の研究結果と一致するものである。

イ、電磁波により神経系に異常を来たすことについては、多くの研究結果が存在している。

前述したとおり、原審も弱いパルス状マイクロ波により神経細胞が損傷を受けることが研究で明らかになっていることを認めている(原判決24頁)。

また、宮田幹夫医師の意見書(甲207)における参考資料15ないし22の論文は、すべて電磁波による神経系への影響を認めている論文である。

さらに、バイオイニシエイティブ報告においても、「いくつかの被曝状況の下で、人間の脳と神経系の機能が変えられることは、はっきりと証明された。」(甲159の2・16頁)として、電磁波が神経系の異常を引き起こすことを明確に認めている。

控訴人らに神経系の機能検査で異常が見られたことは、このような

研究結果と一致するものである。

ウ、また、サンティニ論文（甲 9 6）、ナバロ論文（甲 1 2 6）などの疫学研究では、基地局周辺で頭痛、睡眠障害、集中困難、感情過敏などの症状が多く見られることを示している。

この点、御庁係属の別事件における北里大学教授の坂部貢氏の証人尋問においても、熊本市御領地区において実施された健康調査について坂部氏は、サンティニ論文の場合と比較して、300メートル以内で体調不良を訴えている症状が一致していると証言している（甲 2 0 9・1 0 9 項）。

また、バイオイニシエイティブ報告においても、「弱い無線アンテナ電磁波に慢性的に被曝する人々は、睡眠障害（不眠）、疲労、頭痛、めまい、ふらつき、集中困難、記憶障害（中略）といった症状を訴える。」（甲 1 5 9 の 2・1 6 頁）ことを示し、「これらの病訴は、無線技術がかなり発達し広く行き渡った国々では一般的で、一般の人々の大きな懸念を引き起こしている。例えば、新しい第三代携帯電話の開始は、ほとんど同時に、一般の人々の病気の訴えを発生させた。」

（同頁）として、携帯電話の電磁波により、上記の症状が起きることが今や常識であることを示している。

そして、上にあげた症状は、まさに電磁波により神経系に異常を来たしたことを表しており、控訴人らに見られた神経系の機能検査における異常と一致しているのである。

3、このように、控訴人らに既に現れた健康被害は、多数の研究で示されてきた電磁波の健康被害の一部が現実にも現れ始めていることを示している。

今後も控訴人らの被害がより一層現実化してくるであろうことは、これまでの主張してきた多くの疫学研究の結果からみて明らかである。

控訴人らの健康を守るためには、一刻も早く、本件基地局から放出される電磁波を防護する必要がある。控訴人らを人体実験のモルモット代わりにすることをこれ以上許してはならないことは自明でもある。